

入札制度の一部見直しについて

公共工事及び調査・設計等の委託業務における入札制度の一部見直しを行います。これにより、公共工事・委託業務の更なる品質確保及び入札事務の効率化に繋がると考えています。

適用は、令和2年6月1日以降の入札公告からとなります。

1. 舗装工事における総合評価適用範囲の拡大

舗装工事の品質向上を図るため、総合評価落札方式の適用範囲を拡大します。

〈改定内容〉

舗装工事における総合評価落札方式の適用範囲を現在の予定価格（税抜き）3,000万円以上の工事から**1,500万円以上**の工事に拡大します。

2. 委託業務におけるダンピング対策

低入札価格調査制度の適用範囲を拡大し、ダンピング対策の更なる徹底を図ります。

〈改定内容〉

予定価格（税抜き）**3,000万円以上の全ての委託業務**に、新たに調査基準価格を設定し、これを下回った場合は**低入札価格調査**を実施します。

更に特別重点調査価格を設定し、これを下回った場合は**より厳格な調査**を実施します。

- ・ 調査基準価格 : 予定価格の77%～83%程度
- ・ 特別重点調査基準価格 : 予定価格の70%

3. 入札成立要件の変更

入札不成立による工事着手の遅れや受発注者の入札事務の増加に伴う負担などを軽減するため、入札成立要件を変更します。

〈改定内容〉

◇予定価格（税込み）5億円未満の入札の成立要件を、有効な入札書提出者数2者以上から**1者以上**に変更します。

◇制度改正に伴う競争性・透明性の確保については、以下の方法で行います。

- ①入札参加条件の設定等が適正かどうかを審査する入札審査会において、入札参加が可能な業者数を明確にし、競争性が確保されているかチェックします。
- ②1者入札による全ての契約案件は、外部委員で構成する入札監視委員会に報告します。

※上記1, 2, 3の詳細は下記URLで確認できます。



担当課（室）	技術調査課
担当者	石垣・樫本
電話（直通）	073-441-3069 3082